

## 財団法人愛媛の森林基金木材需要拡大事業実施要領

(目的)

第1 この要領は、財団法人愛媛の森林基金助成事業補助金交付要綱第2条(以下「交付要綱」という。)に規定する木材需要拡大事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業の種別等)

第2 交付要綱第2条第3号に規定する木材需要拡大事業(以下「補助対象事業」という。)の種別及び内容は、次の各号に掲げるものとする。

(1) ソフト事業

ア 普及啓発用資料製作配布事業

普及啓発用資料(リーフレット、パンフレット、ポスター、シール、ワッペン、ステッカー、テキスト等)の製作配布事業とする。

イ 木とのふれあい教室開催事業

木とのふれあいの機会を設けるためのイベント開催事業とする。

(2) ハード事業

木材を使用した公共施設(バス停、電話ボックス、屑かご、簡易便所、四阿、ログハウス、ベンチ、テーブル等)の製作設置事業とする。

(補助対象事業の範囲)

第3 補助対象事業は、次の要件を満たすもののうち重要度に応じて採択するものとする。

(1) ソフト事業

ア 木材の需要拡大の効果が期待される普及啓発用資料の製作配布事業とする。

イ 親子連れ等を対象とした、木工教室の開催事業とする。

(2) ハード事業は、公共施設として相当な利用者が見込めるものとする。

(3) ハード事業で製作する施設の設置にあたって、土地使用に対する承諾を必要とする場合は、木材需要拡大事業施設設置承諾書(様式1号)を徴するものとする。

(事業主体)

第4 事業主体は、次に掲げるものとする。

(1) 市町村

(2) 財団法人愛媛の森林基金理事長(以下「理事長」という。)が補助することを適当と認めた団体

(補助金の交付申請等)

第5 補助金の交付を受けようとする事業主体は、交付要綱第4条に定める補助金交付申請書に、次ぎに掲げる書類を添えて、理事長に提出するものとする。

(1) ソフト事業のアについてはその原稿

(2) ハード事業については実施設計図書及び木材需要拡大事業施設設置承諾書の写し。

(3) その他理事長が必要と認める書類

(実績報告等)

第6 交付要綱第6条に規定する補助事業者は、交付要綱第8条に定める実績報告書に、次に掲げる書類を添えて理事長に提出するものとする。

(1) ソフト事業のアにあってはその成果品

(2) ハード事業にあっては契約書(写)及び竣工設計図書

(3) 写真(ソフト事業のア及びハード事業にあっては完成写真、ソフト事業のイについては実施状況写真)

(4) その他理事長が必要と認める書類

(事業の検査)

第7 補助事業の検査は、理事長が別に定める検査員が行うものとする。

2 検査員は、検査の結果を、木材需要拡大事業検査確認書（様式2号）に記入し、実績報告に添えて、理事長に提出するものとする。

（その他）

第8 この要領の施行に関しては、地方局長の指導を受けるものとする。

2 この事業により作成される成果品には、「（財）愛媛の森林基金」を必ず明示するものとする。

附則

この要領は、昭和63年度事業から適用する。

附則

この要領は、平成8年度事業から適用する。

附則（平成9年3月5日）

この要領は、平成9年度事業から適用する。

附則（平成11年5月10日）

この要領は、平成11年度事業から適用する。

附則（平成13年3月28日）

この要領は、平成13年度事業から適用する。

様式1号（第3関係）

木材需要拡大事業施設設置承諾書

平成 年 月 日

市町村長 殿

土地所有者 住所  
氏名 印

木材需要拡大事業施設設置に伴い、私の所有する土地の使用について下記のとおり承諾します。

記

- 1 所在地  
郡・市 町・村 大字 字 番ほか 筆
- 2 土地の使用期間  
工事着工の日から施設の効用の失する日までとすること。
- 3 事業施行に必要な「土地」の使用料は双方協議の上決定すること。
- 4 事業実施により設置された施設を保護すること。
- 5 事業施行地に付随する権利を売却し、又は譲渡するときは前各号に掲げる事項について買受人又は譲渡人に引き継ぐこと。

## 木材需要拡大事業検査確認書

平成 年 月 日

検査者 所属  
職氏名

㊟

1. 補助金請求者名

2. 事業主体名等 (単位：円)

事業主体	事業名	事業経費	補助金	備考

3. 事業内容 (単位：円)

項目	金額	内容
計		

4. 検査年月日  
平成 年 月 日

5. 検査意見